

令和2年



とまり

議会だより



とまり保育所 七夕まつり (令和2年8月7日)

No.177

令和2年9月 発行

発行/泊村議会 責任者/議長 宇留間文宣

〒045-0202

北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別191-7

TEL 0135-75-3451

令和
2年

第2回 定例会

会期 6月10日～12日

令和2年第2回泊村議会定例会は、去る6月10日に招集され、会期を12日までの3日間と決定した後、議長の諸般の報告、村長から行政報告、教育長からの教育行政報告が行われた後、承認2件と議案5件を審議採決、その他の議案2件の提案理由の説明を受け、延会としました。

11日は、議案等調査のため休会とし、12日に再開し、一般質問が行われ、引き続き、議案2件と意見案1件を審議採決し、いずれも原案のとおり可決し、閉会しました。



行政報告をする高橋村長

行政報告

高橋村長

令和元年度泊村各会計予算に係る決算額について

お手元に配布させていただいております。令和元年度決算額調書には、それぞれ予算額、決算額、剰余金を記載しており、一般会計につきましては、決算額の欄の収入額から支出額を差し引きまして、71,976,561円の剰余金となります。

国民健康保険特別会計は、5,967,508円の剰余金となります。

簡易水道事業特別会計は、2,090,876円の剰余金となります。

集落排水事業特別会計は、3,300円の剰余金となります。

公共下水道事業特別会計は、74,510円の剰余金となります。

後期高齢者医療特別会計は、136,510円の剰余金となりました。

以上、6会計合計で、資料の一番下の部分になりますが、決算額の収入額から支出額を差し引きまして、80,249,265円の剰余金となりました。

剰余金につきましては、予ねてより、議員の皆様や監査委員よりご指摘あったところであり、私としても、職員に歳入歳出の見込みをしっかりとてて補

令和元年度各会計予算にかかる決算の概要

	予 算 額	決 算 額	剰 余 金
一 般 会 計	4,249,057,000	収入額 4,236,232,784 支出額 4,164,256,223	71,976,561
国民健康保険特別会計	48,400,000	収入額 53,666,475 支出額 47,698,967	5,967,508
簡易水道事業特別会計	400,385,000	収入額 401,348,545 支出額 399,257,669	2,090,876
集落排水事業特別会計	46,252,000	収入額 44,628,361 支出額 44,625,061	3,300
公共下水道事業特別会計	342,418,000	収入額 340,825,436 支出額 340,750,926	74,510
後期高齢者医療特別会計	29,675,000	収入額 28,909,666 支出額 28,773,156	136,510
合 計	5,116,187,000	収入額 5,105,611,267 支出額 5,025,362,002	80,249,265

正予算等で減額するなど、今年度より剰余金が多額にならないよう指示したところでありますので、宜しくお願ひ申し上げます。

なお、後志広域連合や一部事務組合の各会計決算につきましては、決算額が分かり次第ご報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策について

4月30日開催の全員協議会以降の村における対策をご報告申し上げます。

5月1日に全村民に対しまして、マスク一人10枚の配布をしております。

また、5月7日には、茅沼診療所からの要請に応え、防護服・マスク・消毒液等を配布しており、5月29日には、歯科診療所へもマスクや消毒液を配布しました。

6月1日には、重度心身障害者の方々へ2回目となるマスクの配布をしました。

学校の臨時休校に伴い、村内の小・中・高の児童生徒へのお弁当の配布については、4月20日より実施してまいりましたが、6月1日からの学校再開により、5月31日で終了をさせていただきました。

次に、施設関係等ではありますが、5月5日、国の緊急事態宣言の5月31日までの延長に伴い、子育て支援センターを5月末まで休業、温泉バスの運休も継続し、養護老人ホーム入荘者のデイサービスセンターへの利用をクラスター感染予防のため、5月31日まで制限させていただきました。

また、ゴールデンウィーク中の釣りやレジャーを楽しむ方が訪れることが予想されることから、茂岩弁天島・カブト千畳敷・泊漁港・茅沼の海岸等に注意看板を設置し、来村と3密の注意

喚起看板を設置し、北海道においても、カブト千畳敷に同様の措置をし、小樽開発建設部においては、カブトトンネル付近の駐車場等を閉鎖いたしました。

盃野営場につきましても、立入禁止の措置を執ったところであります。

その後、5月25日の国の緊急事態宣言の解除を受けて、同日に、子育て支援センターを再開、温泉バスについては、車内の3密を回避するため、利用日を地区割りした上で6月5日より運行を再開しております。

養護老人ホーム入荘者のデイサービスセンターの利用については、1日の利用者を6割程度に制限した中で6月1日より再開をしております。

行楽地等の看板については、6月1日より休業要請等が解除になったことから、今後は、引き続き3密を控える注意喚起看板に取り替えることとしており、盃野営場は6月1日より開設をしております。

いずれにしても、緊急事態宣言が解除されたこととは言え、まだまだ気を緩めることなく、感染予防のための新しい生活様式『新北海道スタイル』を村民の皆様のご協力をいただきながら実践していくと共に、これから来るかもしれない第2波、第3波に備え、村としても村民の皆さんの健康を守るべく、必要物資等の調達に努めてまいります。

特別定額給付金事業について

国の緊急経済対策として、国民一人に10万円が給付される特別定額給付金事業につきまして、本村においては、5月8日の臨時会において、予算補正をさせていただき、5月11日から申請手続きを開始し、5月15日から対象者の口座へ振り込みを開始しております。

給付状況であります。6月9日現在で1,591名の方が申請し、給付を受けており、給付率は99.3%となっております。

引き続き申請期限である8月11日まで申請を受け付けてまいります。

子育て世帯臨時特別給付金事業について

特別定額給付金事業と同様に緊急経済対策として、子ども一人につき1万円を給付する子育て世帯臨時特別給付金につきましては、5月11日より対象者へ周知し、5月22日より対象者の口座へ振り込みを開始しております。

給付状況であります。6月9日現在で158名の方が給付を受けており、給付率は89.3%となっております。

泊村地域応援券交付事業について

村の独自の緊急経済対策として、村内の商店等で使用できる地域応援券を1世帯につき3万円を交付する事業でありまして、5月27日・28日には地区毎に集会所で申請・交付を行うと同時に役場においても、臨時窓口を設けて夜8時まで受付をしたところであり、5月29日から随時役場にて受付し交付をしております。

交付状況ではありますが、交付対象892世帯に対して、6月9日現在で856世帯が交付を受けており、交付率は95・96%となっております。

今後、7月31日の申請期限まで、役場窓口で受付してまいります。

この事業が、新型コロナウイルス感染症対策における村民の皆様の負担軽減に、そして、村内商工業の一助になることを期待しているところであります。

令和2年度消費活性化事業について

(夏季・プレミアム商品券発行事業)

村では、新型コロナウイルス感染症に伴う地域経済活性化対策及び昨年度までの販売実績等を泊村商工会と検証・協議をしておりますが、今回の事業としては、プレミアム率を2割から3割に引き上げ、一人3セットまで購入可能とし、発行総数を3千セット

で実施することとなりました。

販売日については、6月13日(土)から売り切れまでとし、販売初日の6月13日(土)と14日(日)の2日間は、泊村公民館で午前10時から午後3時まで販売を致します。

使用期限については、6月13日から9月30日までとなっております。取扱店は、商工会に加盟する村内52店舗であります。

事業費については、泊村商工会への委託事業でプレミアム分の9,000千円と印刷製本費等の経費約200千円の9,200千円となります。

この事業により、プレミアム分での商品やサービスの購入が可能となり、消費者の購買意欲を刺激すると共に、新型コロナウイルスにより影響を受けた村内商店等においても、一定の経済効果があると考えております。今後、今回の販売状況を見ながら、引き続き、泊村商工会と検証・協議をしながら、冬季の販売について検討をしてまいります。

茅沼地区における村有地の売却について

村では村内に住宅建設を希望する村民等に対して、遊休村有地の売却を推進し、定住促進と移住人口の確保・増加を図ることを目的として、今年度、

茅沼地区において3区画の宅地分譲を4月1日から5月15日までの期間、公募を実施してりましたが、総合福祉センター前の2区画に応募者があり、この度、売買契約を交わしたところであります。

2区画とも村内の子育て世帯からの申し込みでありました。

残り1区画については、今後も引き続き公募を継続してまいります。

今後、遊休村有地等の活用による住宅用地の確保・売却を進め、定住促進と移住人口の確保・増加を図り、少しでも人口減少に歯止めをかけたいと思っております。

教育行政報告

高山教育長

学校教育関係

新型コロナウイルスの感染拡大により4月16日全国の緊急事態宣言発出を受けて、北海道教育委員会より道内全ての公立学校に対し、4月20日から5月6日にかけて臨時休業の要請があり、泊村立小中学校も休校とする措置をとりました。

また、5月4日には、政府が緊急事態宣言について5月31日まで延長する旨の決定をしたことにより、北海道教

育委員会から公立小中学校の休校を5月31日まで延長する要請を受け、休校を延長する措置を決定いたしました。

その後、北海道の緊急事態宣言は5月25日に解除され、6月1日からは全道で学校が再開されることとなり、泊村においても再開をいたしました。

この間、各学校では、電話やメールで児童・生徒の健康状態の把握や学校から出された課題の進捗状況の確認を実施し、登校に向けてマスクを配布、5月18日から5月31日にかけては登校日を設定するなど学校再開に向けた準備を進めてまいりました。

さらに、北海道教育委員会からの通知に基づき、1学期中に計画されておりました運動会・陸上記録会・修学旅行などの行事は、全て2学期に計画を変更しております。

今後、国や北海道の指針に基づき、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施に向けて検討をしてまいります。

また、年間指導計画に基づき、教育課程の授業時数の確保に向けても検討を進めており、長期休業期間中や土曜日の登校日の設定などについて、決定次第、保護者に連絡をいたします。

教育委員会といたしましては、今後も、児童生徒の健康を守ることを最優先に、村や家庭・学校と連携し、適切な学校運営に取り組んでまいります。

社会教育関係

泊村公民館とアイスセンターは、3月から休館を延長し、カブトラインパークは、4月18日のオープンを延期し、鯨御殿は、4月11日にオープンするも、4月18日から休館となりました。緊急事態宣言解除を受けて、アイスセンター以外の施設は5月23日より再開しております。

アイスセンターについては、北海道の休業要請の全面解除を受けて6月2日より村内居住者限定で再開したところであります。



教育行政報告をする高山教育長

例年4月から6月に実施されていた「寿大学」の開校式や「花いっぱい

運動」「フラワーロード」等は中止し、7月に小学6年生を対象に実施してきた「子供親善大使」については、夏休み期間の実施は見合わせることにし、新型コロナウイルス感染症の収束度合いを見極め、伊方町との日程等の調整が得られれば、年度内の実施に向けて再度計画したいと考えております。

管理する施設の利用状況

定例会の都度報告をしておりますが、3月定例会以降ほとんどの期間は休止しておりますので、9月定例会で報告させていただきますこといたします。

審議した議案

報告

専決処分

専決処分の承認を求めることについて（村長等の期末手当及び教育長の期末手当の特例に関する条例）…原案承認
新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、疲弊した村民や厳しい村内経済

について、少しでも痛みを分かち合いたいとの思いから、村長はじめ副村長・教育長の特別職3名の6月期末手当を10%削減するものであります。
期末手当の基準日は、6月1日であり、5月中旬に条例改正が必要となることから、議会を招集して議決を得る暇がなかったことによる専決処分です。

専決処分の承認を求めることについて

（令和2年度古宇郡泊村一般会計補正予算（第3号））…原案承認

新型コロナウイルス感染症緊急対策により、外出自粛による村内商工業者の経営への影響及び流通停滞による魚価の下落のため漁家経営への影響から商工会、古宇郡漁協の要望を受け正会員及び正組合員へ一律10万円の支援給付金を補助するものでありますが、特に緊急を要したため議会を招集して議決を得る暇がなかったことによる専決処分です。

【歳入】

- ・漁業活性化推進基金繰入金 2, 850千円増
- ・商工業振興基金繰入金 2, 900千円増

【歳出】

- ・財政調整基金積立金 5, 750千円減
- ・新型コロナウイルス緊急経済対策漁業経営支援事業補助金 5, 700千円増
- ・新型コロナウイルス緊急経済対策商

契約

工業経営支援事業補助金 5, 800千円増

工事請負契約の締結について…原案可決

1. 工事名
原子力防災対策ネットワークシステム機器更新工事
契約金額 93, 280千円
2. 契約の方法
随意契約
3. 契約の内容
ネットワークシステムを構築するPC及び関連機器の法定耐用年数の超過による機器更新
4. サーパー一式
5. 外部記憶装置 一式
6. 情報端末（ノート） 79台
7. 情報端末（デスクトップ） 6台
8. プリンター 5台
9. クライアントライセンス 一式
10. 工期 自 令和2年6月11日 至 令和3年2月20日
11. 契約の相手方
ほくでん情報テクノロジー株式会社
12. 工事請負契約の締結について…原案可決
13. 1. 工事名
新茅沼左岸通線改良工事
14. 2. 契約金額 87, 670千円

とまり議会だより



新茅沼左岸通線改良工事

3. 契約の方法 指名競争入札
4. 契約の内容
 - ・新茅沼左岸通線
 - 延長 L≒516.88 m
 - (内、改良道路延長 L≒309.27 m)

5. 工期 自 令和2年6月11日
至 令和3年3月19日
6. 契約の相手方 茅沼建設工業株式会社
5. 工期 自 令和2年6月11日
至 令和3年3月19日
6. 契約の相手方 茅沼建設工業株式会社
5. 工期 自 令和2年6月11日
至 令和3年3月19日
6. 契約の相手方 茅沼建設工業株式会社

- 工事請負契約の締結について……………原案可決

1. 工事名 公営住宅外壁改修工事
2. 契約金額 135,080千円
3. 契約の方法 指名競争入札
4. 契約の内容
 - 滝の潤地区公営住宅 (H13)
 - 滝の潤地区公営住宅 (H15)
 - (RC造 2棟24戸)
 - 外壁：ネット張工法の上、防水型
 - 復層塗材 814.6㎡×2棟
 - 屋根：プルーフ防水
 - カパー工法 626.4㎡×2棟
 - 渋井地区公営住宅 (H3)
 - (RC造 1棟4戸)
 - 外壁：ネット張工法の上、防水型
 - 復層塗材 274.3㎡
 - 屋根：ガルバリウム鋼板
 - カパー工法 269.2㎡
5. 工期 自 令和2年6月11日
至 令和3年1月29日
6. 契約の相手方 佐竹・高橋・工藤特定建設共同企業体 代表者 佐竹建設株式会社



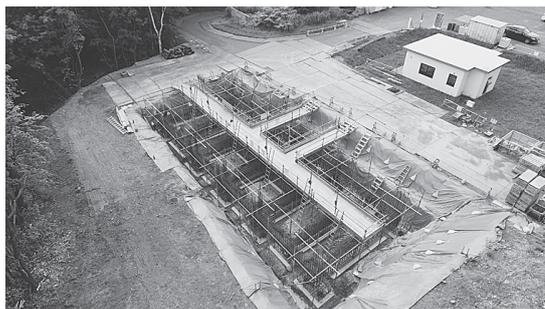
公営住宅外壁改修工事 (滝の潤地区)

工事請負契約の締結について……………原案可決

1. 工事名 泊浄水場前処理施設新築工事 (建築主体)
2. 契約金額 289,190千円
3. 契約の方法 指名競争入札
4. 契約の内容
 - 泊浄水場前処理施設
 - 敷地造成工 556.5㎡
 - 前処理施設 RC造 2階建
 - 建築面積 178.54㎡
 - 延床面積 332.44㎡
 - 外壁：複層塗材 507.2㎡
5. 工期 自 令和2年6月11日
至 令和3年10月29日
6. 契約の相手方 新栄・マリノ特定建設工事共同企業体 代表者 新栄クリエイト株式会社

- 屋根：軟質FRP防水 253.9㎡
- 内外装工事 一式
- 非常用発電機 1台
- 弁類・ポンプ類

5. 工期 自 令和2年6月11日
至 令和3年10月29日
6. 契約の相手方 新栄・マリノ特定建設工事共同企業体 代表者 新栄クリエイト株式会社
5. 工期 自 令和2年6月11日
至 令和3年10月29日
6. 契約の相手方 新栄・マリノ特定建設工事共同企業体 代表者 新栄クリエイト株式会社
5. 工期 自 令和2年6月11日
至 令和3年10月29日
6. 契約の相手方 新栄・マリノ特定建設工事共同企業体 代表者 新栄クリエイト株式会社



泊浄水場前処理施設新築工事

財産の取得

動産の取得について……………原案可決

1. 物品名

○CCTコンソール

【物品の仕様】

GEヘルスケア・ジャパン
BrightSpeedコンソール
& AssiR Upgrade
○一般撮影装置

【物品の仕様】

株日立製作所

Ranex SX 32kw

A300

○CCRコンソール

【物品の仕様】

富士フィルムメディカル株

Advantage Mini

○内視鏡

【物品の仕様】

オリンパス株

EVIS ERA III

2. 契約金額 16,687千円

3. 契約の方法 指名競争入札

4. 納 期 令和2年8月31日

5. 契約の相手方 株式会社 マック

条例の改正

泊村条例等の一部改正について……………原案可決

令和2年4月30日に、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴う規定の整備等の一部改正です。

補正予算

令和2年度古宇郡泊村一般会計補正予算(第4号)……………原案可決

歳入歳出それぞれ1,260千円を追加し、総額4,226,217千円としました。

【歳入の主なもの】

・特別定額給付金給付事務費補助金

792,000円増

・保育対策総合支援事業費補助金

468,000円増

【歳出の主なもの】

・茅沼地区南山バス待合所撤去及び設置工事 847,000円増

・村勢要覧作成委託料

2,856,000円減

・泊村ホームページ更新業務委託料

4,950,000円減

※民生費・衛生費・教育費

・感染症緊急予防対策証文品購入代

・マイクロミストマシン購入代

意見書

6月定例会において次の意見書を議決し、地方自治法の規定により、関係機関へ提出しました。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要があります。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであり、本村はじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業者の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところであります。

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や伐採後の着実な植林を一層進めるため、地方債の特例措置を継続するなど、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望致します。

記

- 1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
- 2 間伐、植林、種苗生産等を着実に進めるため、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」を延長し、同法に基づく森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。
- 3 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業者や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

《提出先》 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣総務大臣・財務大臣・文部科学大臣農林水産大臣・経済産業大臣・国土交通大臣・環境大臣・復興大臣

一般質問

滝本 一訓 議員

□北海道電力が泊原発から放射性廃棄物の量を実際より少なく報告していた問題について
又、今後の取り組みについて

滝本 一訓 議員

北海道電力が
泊原発から放射性
廃棄物の量を実際より
少なく報告していた問題に
又、今後の取り組みについて



北海道電力が、泊原発から、放射性廃棄物の量を実際より少なく報告していた問題について、又、今後の取り組みについて質問しますので、宜しくお願いを申し上げます。

北海道電力は、泊原発から大気中に放出している放射性廃棄物の量を31年間実際より半分少なく報告していた問題について、放出量が人体や環境への

安全性が影響はないと言うが、30年以上もミスに気づかなかつた原発事業者の仕事の仕方が間違っていると思いますが、北海道電力は、地元住民の信頼を損なう行為であり、原発と一緒に暮らしている住民のことを考えて反省し、おおいに考えて頂きたい。
この件について、北電の仕事の仕方が間違っていると思いますが、村長と

してどう思いますか、お伺い致します。

高橋 村長

おはようございます。

それでは、滝本議員のご質問にお答え致します。

北海道電力における放射性廃棄物処理建屋の焼却炉の煙突から放出されている気体廃棄物の報告値の問題だと思いますが、この件について、どう思いかということですが、ただ今滝本議員のご指摘のとおりでありまして、私としても、大変遺憾に思っているところでありまして。以上です。

滝本 一訓 議員 (再質問)

今、村長さんのお話では、「遺憾なことだ」ということで、私は、この問題が報告されてから、北海道電力の担当者を呼んで抗議をしました。

規制委員会は、放出量が人体や環境への影響が及ばなかつた理由で軽微な監視扱いとしたと。住民は、北電の報告があつて、放射性物質の数値を知ることができると。北電の報告が重要で、住民の安心が守られると。北電はもつと住民の立場に立つて考えてもらわなくてはならないと。18年の非常用ディーゼル発電機の接続不良が、約9年間にわたって放置されていたと。

この問題に続く放射性物質の大気放出を含めて、原発と暮らしている住民のことを考えて、北電、泊村長、今後このような問題が起きないようにお願いしたいが、村長は、どう思いますか、お伺いします。

高橋 村長

お答え申し上げます。

まず、この問題については、私、就任後、1月20日に常務である泊原子力事務所長に、そして、1月24日には、北海道電力本社に出向き、社長・副社長に対して、原因の究明、再発防止策、住民への信頼回復に努めることなど、3点について強く要請してまいりました。

5月には、原子力規制委員会より、「保安規定違反」の監視と判断されたことから、議員のご指摘のとおり、住民の信頼を著しく損なうものであり、北海道電力においては、このような不適切な運用を2度と繰り返すことがないよう、再発防止に徹底的に取り組む必要があります、村としても、北海道及び関係機関と連携し、監視体制の強化を図ってまいります。

昨年から保安規定など、不適切な管理・運用が繰り返されております。そのことについても合わせて、北海道電力の方に要請をしまいたるところであります。以上です。

滝本一訓議員(再々質問)

私あの北電のチエック機能が甘過ぎるとか、北電の間違った仕事には、地元でも声をあげなければならぬと。村民から、まだいろいろな話が私にありました。
今後このようなことが起きないように、村長、宜しく願います。
これで、終わります。

令和2年
第2回臨時会
会期 7月14日

審議した議案

契約

- 工事請負変更契約の締結について……
原案可決
1. 工事の標示
- 1) 名称 新茅沼左岸通線改良工事
- 2) 場所 古宇郡泊村大字茅沼村
2. 契約金額 87,670千円

3. 変更後の契約金額

100,606千円

4. 契約の相手方

茅沼建設工業株式会社

5. 理由

当工事において本線試掘をしたところ、既設水道管の位置が所定の位置より浅く、道路の路盤敷設に支障があり、また本管自体の老朽化が著しく破裂の恐れがあることから、水道本管を新たな管に取り替えるため。

水道本管取替・移設

延長L=320m

※参考

工期

自 令和2年6月11日
至 令和3年3月19日

補正予算

令和2年度泊村一般会計補正予算(第5号)……原案可決
歳出のみの補正であり、予算総額4,226,217千円に変更はありません。

【歳出】

茅沼地区有線放送設備集約点(総合福祉センター)エアコン取替工事 748千円増

新茅沼左岸通線改良工事

11,767千円増

財政調整基金積立金

12,515千円減

議会を傍聴してみませんか

手続きは簡単です

住所・氏名・年齢を受付簿に記入するだけの簡単な手続きです

お気軽にどうぞ…

定例会は、3月・6月・9月・12月の年4回です。
臨時会は、必要に応じて随時開きます。

※ 次回定例会は、9月上旬開会の予定です。

◎ 傍聴される方は、新型コロナウイルス感染拡大防止のためマスクの着用をお願いしております。
ご協力をお願い致します。

議 会 日 誌

令和2年5月1日～
令和2年7月31日

5月

8日 第1回臨時会（開会・閉会）
（全議員出席）

18日 例月出納検査

（沼畑・鎌田委員出席）

6月

4日 議会運営委員会（全委員出席）

5日 例月出納検査

（沼畑・鎌田委員出席）

10日 第2回定例会（開会）
（全議員出席）

12日 第2回定例会（再開・閉会）
（全議員出席）

29日 令和2年第1回岩内地方衛生組
合議会臨時会

（岩内町）

飯田議員・滝本議員出席）

令和2年第2回岩内・寿都地方
消防組合議会臨時会

7月

5日 例月出納検査

（沼畑・鎌田委員出席）

14日 第2回臨時会（開会・閉会）
（全議員出席）

16日～17日

地方自治に関する勉強会・意見
交換会

志公会と語る夕べ

（東京都 宇留間議長出席）

30日 泊発電所環境保全監視協議会

（札幌市 宇留間議長出席）

（岩内町 三浦議員出席）



お 願 い

行事案内など、議長宛の文書は
議会事務局へお届け願います。

寄付行為の禁止

議員は、選挙区内の方
にお金や物を贈ることは、
公職選挙法で禁止されて
おり、有権者が求めても
いけません。

ご理解をお願いします。

編 集 後 記

「議会だより」第177号をお届け
いたします。

今回は、令和2年6月の第2回定例
会と令和2年第2回臨時会を中心に編
集いたしました。

ぜひご覧になって、村の方針や議会
活動もご理解を深めていただきたいと
思います。

また、議会だよりに対するご意見・
ご要望等がございましたら、遠慮なく
議会事務局までご連絡下さい。

議会だより編集委員会

宇留間 文 宣
吉 田 茂 樹
三 浦 弘 文
長 尾 透